

3条許可

農地を農地として取得したいときは・・・

農地を農地として取得したいときは、農地法第3条の許可（以下、「3条許可」といいます。）が必要です。3条許可を受けるには、次の手順に従って適正な申請をしてください。

譲受人またはその世帯員等（2親等以内の親族を含む）が次の場合には許可できません。

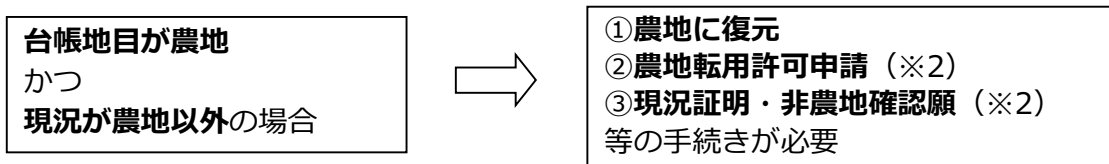
- 取得後、経営地（※1）の全てを効率的に耕作する見込みがないとき
将来の退職後に耕作することを見込んで取得するとき
所有地にヤミ小作地があるとき
所有地に違反転用があるとき
自宅から申請地までの通作距離が著しく遠いとき など
- 農作業に常時従事しないとき
地元の農家に農作業をまかせることを前提に取得するとき など
- 周辺の農地利用に支障を及ぼすとき
- 投機目的のとき



※注1：「経営地」とは、自作・借入農地のことをいいます。農地法第3条の許可を受けた貸付地、または農用地利用集積計画（利用権の設定）による貸付地については、「経営地」とはみなしません。

Step 1 事前に確認する

- 1 譲受人(買う人)の農地基本台帳を取得してください。（住所地の農業委員会で発行）
- 2 土地について確認してください。
(1) 譲受人(買う人)の農地基本台帳を見て、「台帳地目」が農地（田、畑、樹園地）で、「現況地目」が農地以外（宅地、雑種地、山林等）の土地 があれば、現地で利用状況を確認してください。 現地が農地以外であれば、農地に復元させる、農地転用許可申請をする、現況証明・非農地確認願の手続きをする等、是正を図ってください。



※注2：②③で是正をした場合、許可・証明後に3条許可申請を受け付けます。

- (2) ①で現地を農地に復旧させた場合（または過去から農地利用の場合）は、「農地基本台帳訂正願」を取得し、①案内図、②公図、③写真の3点を添付して、提出してください。（3条許可申請と同時でも可。その場合は、別途農地基本台帳の添付は不要です。）

Step 2 申請書を作成する

- (1) 添付書類一覧表や記入例を参考に申請書を用意します。
 - (2) 経営農地面積や農業従事日数、農機具等は、現在の情報を記入してください。農地基本台帳の情報と異なるときは、「農地基本台帳訂正願」で訂正を行ってください。
 - (3) 営農計画書を申請地と現経営農地分について作成します。
 - (4) 農機具を借りる場合は、貸人から「農機具貸人の同意書」を取得してください。
 - (5) 公道から申請地までの間に他人の土地を通らなくてはいけない場合は、その所有者から「通行同意書」を取得してください。
 - (6) 譲受人の年齢が70歳以上であって、同一世帯内で年間農業従事日数が150日に満たないときは、後継者の確約書を添付してください。
 - (7) 代理申請（作成を含む）のときは、委任状を添付してください。
- ※申請地が土地改良区の受益地内の場合は、別途手続きをしてください。

Step 3 申請書を提出する

- (1) 毎月の業務日程（参照：ホームページ 豊田市農業委員会業務日程）に記載の受付日に申請書を農業委員会事務局に持参してください。
- (2) 必要に応じて補正事項を連絡（代理申請のときは代理人に、本人申請の場合は本人に）しますが、指定された補正期限までに補正されないと、当月農業委員会総会に上程されない場合があります。
- (3) 原則として当月20日前後に、地区担当推進委員から譲受人本人に連絡があります。本人確認や申請内容をお聞きしますのでご協力ください（申請地や所有農地の確認をする際、立会いを求めることがあります）。
- (4) 当月27日前後の農業委員会総会を経て、順調にすすめば当月末日頃に許可書が交付されます（申請受付からの標準処理期間は30日です）。申請者（または代理人）に電話で連絡しますので、窓口にお越しください。
受領時に、申請者または委任状の代理人であることが確認できる身分証（運転免許証や健康保険証など）をご持参ください。詳細については下記までご確認ください。

【お問合せ】 豊田市農業委員会事務局 (0565) 34-6639